

大川小裁判の判決をどう読むか ～その2～

林 衛（富山大学人間発達科学部）

宮城県石巻市立大川小学校では、大津波警報の情報が届いていながら、教員の指示によって巨大地震発生から50分近く児童らは校内に留まり、避難が決定的に遅れ、児童74名、教員10名が犠牲となった。激しく長い揺れから危機を察知した教員や児童、迎えに来た保護者らが裏山への避難を提案していたにもかかわらず、現場の教員集団はなぜ、避難の決断ができなかったのか。

2018年1月23日に結審した国家賠償請求訴訟控訴審では、震災前にどのような備えがなされていたのか、事前対策を中心に被災原因が厳しく追究された。危機感がなかったというよりも、現場の危機感があってもそれを生かせない学校運営や教育行政の問題点が浮かび上がる。自然災害から命を守るだけでなく、教員たちの知恵を集めてよりよい協力体制を築き上げようとするのに反するかたちで、学校現場に圧力をもたらしめている構造的問題が大きいのではないか。



写真1: 2018年1月23日大川小裁判控訴審結審後の記者会見。多数のメディア集まった。4月26日仙台高等裁判所にて判決。

震災発生から 7 年、控訴審判決を待つ石巻

2018 年 3 月 9 日金曜日午後、3.11 メモリアルネットワーク第 1 回伝承シンポジウム「伝える力 地域を超えて 世代を超えて」が石巻専修大学の教室で開催された。同ネットワークは、各地で東日本大震災の伝承や防災活動をする団体や個人をつないで支援をしていくために誕生したばかりの組織である（「2017 年 11 月 17 日に規約が承認され、活動を開始しました」と同ネットワーク HP 設立の経緯にある）。詰め込めば 300 人も入りそうな大教室には、平日にもかかわらずおよそ 150 人の参加があったという。最前列から振り返ると、教室の右、左、奥の壁際に立ち見の参加者もいて、盛況であるのがわかる。



写真 2 の 1: 2018 年 3 月 4 日大川伝承の会開催。前列の二人が大川伝承の会共同代表の鈴木典行さん(左)と佐藤敏郎さん(右)。ともに大川小児童の遺族。



写真2の2:津波に巻き込まれながらよじ登った裏山のふもとにたち、被災状況を証言する生存児童(当時5年生)の只野哲也さん(2018年3月4日大川伝承の会にて)。

シンポジウム開催を前に、大川小学校遺族や地域住民、調査を続けている研究者やジャーナリスト何人かから、このシンポジウムの目的や位置づけについて、多様な意見を聞く機会を筆者は得ていた。参加する人にとってもしない人にとっても、注目せざるをえないシンポジウムであったのだ。原田浩・元広島平和記念資料館長による基調講演1「広島への伝承—次世代へ語り継ぐもの」に続く基調講演2に、石巻市立大川小学校事故検証委員会の室崎益輝元委員長(現・兵庫県立大学減災復興政策研究科教授)が登壇するのが、その最大の理由だった。

シンポジウムを主催した3.11メモリアルネットワークの運営メンバーにも大川小児童の遺族が参加している。同ネットワークの代表に選挙で選ばれた鈴木典行さんと、同ネットワーク理事で伝承企画部長の佐藤敏郎さんの二人だ。大川伝承の会共同代表でもある二人が同ネットワークに参加し、運営メンバーになったのである。2011年3月の被災以降に開催された、石巻市による大川小学校保護者説明会、遺族説明会、遺族との話しあい、大川小学校事故検証委員会などの機会に、遺族として積極的に発言し、事実の究明を求めると

ともに、石巻市や同検証委員会が明らかにできなかった事実を積極的に調べ、語ってきたなかの二人が、同ネットワーク運営メンバーに入っているが、厳しく批判してきた相手である元委員長をなぜいま石巻に呼ぶのか。室崎元委員長は、いったいなにを語りに石巻に戻ってくるのか。驚きや注目——怒りに近い疑問、心配、嘆きもあった——には確かな理由があった。

大川小裁判は2018年1月23日に仙台高等裁判所で結審、4月26日木曜日に控訴審判決を迎えようとしている。この時期に、2011年3月から7年を期して伝承のためのシンポジウムを開催するにしても、検証委員会の元委員長をあえて呼ばなくともよいのではないか、遺族同士に対立をもたらした場合によっては深刻な分断をもたらすのではないかと心配する人もいた。裁判の原告団には加わっていない二人のシンポジウムへのかかわり方に対する疑問の声も耳にした。裁判原告団の先頭に立つある遺族は、「室崎さんがシンポジウムでなにをいうのか、自らの検証失敗を認め、謝罪するのか。それならばいい。そこをみたい」との見方を語ってくれた。

[illegible][illegible]

図 1:3.11 メモリアルネットワーク HP (<http://311mn.org>) から

富山から宮城、石巻、仙台にしばしば通い、検証委員会と裁判をみつめ、いくどか考察を発表してきた筆者もまた、室崎元委員長が登壇するという知らせに驚きを禁じえなかった（筆者考察は例えば、市民研通信⁽¹⁾～⁽³⁾、地震学会モノグラフ⁽⁴⁾）。登壇を企画したシ

ンポジウム主催者への疑問や心配もなるほどそうだと、理解して受けとめられた。他方、文部科学省、宮城県が指導・監視する検証の失敗について、元委員長とともにその失敗の事実を確認し、災害伝承のために検証失敗の原因や新たな検証のために必要な道筋を元委員長が具体的に述べる機会となるのであれば、意義がありえる、とも受けとめられた。それは、2014年に中途半端な検証報告が発表されたあと、筆者は元委員長が創立者の一人である日本災害復興学会に入会し、大川小検証失敗の内容と原因、検証の続きについて、同2014年（長岡でポスター⁽⁵⁾）、2015年（東京でポスター⁽⁶⁾）、2017年（神戸で口頭⁽⁷⁾）と同学会年会で3回発表してきたからこそだった。大川小学校事故検証委員会の報告書⁽⁸⁾に対する学問的反論を試みたのである。しかし、会場ではすれ違いに終わり、議論を通して元委員長から発言や考えを引き出す機会が今まで得られていなかったのだ。検証の誤りや残された課題がオープンな場で語られ、検証再出発の機会にできれば、伝承シンポジウムにふさわしいではないか、とも考えた⁽⁹⁾。筆者もまた、心配と期待を抱き会場に到着した一人だった。

伝承の困難を示した防災研究者たちの「迷い」

「災害の体験を伝えるということについて—阪神・淡路大震災からの伝承を踏まえて」と題する元委員長による講演のスライドには、「事実を伝える→事実から引き出される教訓を伝える→教訓を生かした実践を伝える」「被災について伝える・原因の究明」「成功事例だけでなく、失敗事例を伝えること」とあった。講演では、美談ばかりでは済まない、残酷かもしれない事実を伝承しないとどのような災害が繰り返されてしまうなどとも語られた。基調講演に続く若者トークの際にファシリテータをした佐藤敏郎さんは、あの検証委員会では中途半端なままなので、これを機に大川小の問題に向き合ってほしいと、室崎元委員長に呼びかけた。

ところが、基調講演とパネルディスカッションの2回の元委員長登壇の機会のなかで、大川小について言及する場面がいくどかあったものの、期待を寄せられていた、検証失敗を認める謝罪も、ネットワークに関わり石巻で大川小の事実の究明に参加する宣言も、シンポジウムの最後が近づいても元委員長の口から語られない。表明されたのは、「事実を解明できなかったとご批判を受けた」が、それは「リングはどちらからみるかで見え方がちがう」ため、「捜査権限がなかった」ためだといった見解に留まった。しかし、チャンスはもう一度訪れた。



写真3: 3.11メモリアルネットワーク第1回伝承シンポジウム「伝える力 地域を超えて 世代を超えて」パネルディスカッションの発言者たち(2018年3月9日石巻専修大学にて)。

パネルディスカッションの終盤の質疑の時間、会場から質問があった。大川小児童遺族の二人が指摘したように大川小学校事故検証委員会が「中途半端」「失敗」だったために裁判を招いている問題を、メモリアルネットワークとして取り上げていくのか、との趣旨の質問に、元委員長は自分たちは「ベストを尽くした」が「日本の検証システムに問題があった」とまとめた。その元委員長の発言にたいし、鈴木典行代表は厳しい表情で「日本の検証システムとは何か」「遺族たちは、事実を事実として知りたいと訴えているだけだ」と問いかえたのだ。選挙で選ばれた代表が、基調講演者である防災専門家、災害伝承実践者のことばを受けとめて説明を求めてうまれたチャンスである。鈴木代表はパネルディスカッションで室崎元委員長と同じステージに上がったときに検証委員会で話しをした際の気持ちを思い出し、なぜ伝承活動するのか語り始めながら悔し涙がこぼれてきた。そこに「日本の検証システムの問題」といわれたので、質問したのだという。

ところが、元委員長が回答する前に、司会者(佐藤翔輔・東北大学災害国際研究所准教授)が突如、討論を打ち切ってしまい、市民の共同の重要性などを強調する早口の演説を自ら始め、やがてパネルディスカッションの時間を終わらせたのだ。オープンな場で、遺族や会場の質問者らの期待に応えるチャンスであったのに。

同ネットワークでは、元委員長とともに各団体への予算配分決める役割を担う外部委員

を務める司会者にシンポジウム終了後、パネルディスカッション打ち切りの理由を問うたところ、「(室崎さんが) 回答に困っているだろうから配慮してしまった」とのことだった。市民が主体の活動だと宣言したネットワークの第1回シンポジウムで、市民代表として会員の選挙で選ばれた大川小遺族が怒りや悔しさをこらえて絞り出した問いかけなのに、回答をその場の配慮で遮ってしまった司会進行。その結果、大川小遺族でもある佐藤敏郎さんの呼びかけと、出席できなかった大川小遺族たちの期待とに元委員長が応えられる機会が——今回のシンポジウムにおける元委員長にとって最後の機会が奪われてしまったのではないか。シンポジウム終了後ではあったが、司会者とも、残念な思い、伝承のための語り実現の今後の課題を共有できたと思う。

パネルディスカッション後のプログラムには、3.11 メモリアルネットワーク基金の説明や各団体のPRタイム、自由交流の時間があつた。司会者がまとめの演説をするにしても、1分でも2分でも代表からの問いかけに元委員長が応える時間を設ける司会進行はできたはずだ。「できたこと」だけでなく、「できなかった」ことも語ってほしいとの司会者のリクエストにパネルディスカッションの登壇者が応じ、美談の語りだけでは災害伝承ははたされず、防災、減災につながらないという現実的な課題が共有されようとしていたシンポジウムであった。それだけに、そのような目的をもつシンポジウムで求められた語りを実現できなかった二人の防災研究者の振る舞いもまた、元委員長のいう「残酷な事実」として原因究明すべき具体事例として浮かび上がったともいえる。

第1回伝承シンポジウム運営を一段落させた鈴木典行代表からは、「ぜひとも答えてもらいたかったが、これからです」と検証の失敗を含めた大川小の事実の究明と伝承への意欲が改めて語られた。

いっぽう、「(元) 委員長としてではなく、室崎個人としてかかわりたい」と元委員長は、事実究明へのかかわりについて筆者に語っている。司会者がパネルディスカッションの際、中途半端な配慮を乗り越えて、未来に向けた回答を求めていたら、文部科学省、宮城県に指導・監視を受ける検証委員会に呼ばれ、石巻市が訴えられるのに配慮してしまっていた元委員長が、遺族らとともに事実究明に踏み出す新たな一歩が、今度こそ実現するかもしれない。

控訴審を通して進んだ事故原因の検証

大川小学校検証委員会の特徴の一つは、文部科学省が検証委員を指名し、宮城県とともに、石巻市による検証を指導・監視することで「公正中立」な検証とする点にある。

遺族あるいは遺族指名の専門家を検証委員に含めるという意見に対し、「公正中立」にするためには遺族の役割は情報提供を受ける間接的なものに留めるとした。遺族の直接的な参加を遠ざけ、教育行政の失敗を教育行政が指導・監視するというこの枠組みが検証に限界をもたらしたと考えられる^{(1) (2)}。

他方、裁判では遺族らが原告として意見を述べ、証拠を集め、代理人弁護士とともに調査結果を被告である石巻市、宮城県とやりとりした。この点で、裁判の過程は、大川小学校事故検証委員会による検証とは大きくちがう。民事訴訟では、警察や検察のような捜査権限が原告側にあるわけではない。証拠調べは、公文書や意見書、原告、被告双方が認めた証人への尋問による。それほど変わらない情報を材料に、原因究明のために、事実をどこまで深く掘り下げるか、そこに両者の大きなちがいがみられたと考えられるのだ。

したがって、「日本の検証システムの問題」だという元委員長の主張がどれほど正しいといえるのか、それとは別の原因が失敗をもたらしたといえるのか、大川小学校事故検証委員会の検証内容と原告団の主張・立証とを比較すれば一定の検討が可能になるはずだ。例えばもし検証委員会の報告内容よりも原告団の主張・立証のほうにずっと深い内容があれば、「日本の検証システムの問題」(のうちの少なくとも「捜査権限がない」問題)だとはいえないことになる。仙台高等裁判所が原告の主張・立証を認めれば、仙台地方裁判所判決に続き、そこに法的な裏付けが得られることになる。

2018 年 4 月 26 日に予定される仙台高等裁判所判決の後にも、判決で裏付けが得られた内容を含め改めて論じる必要があるだろうが、今回は、裁判傍聴の場で直接的に得られた事実、裁判で提出された証拠の裁判記録閲覧を通して得られた事実、裁判での原告や裁判所による追及に触発されて筆者が調べた事実のうち、大事だと考えられるものをいくつか紹介したい。もちろん、法的責任を判断する控訴審の判決がどうなろうと、裁判を通した検証活動によって得られた成果だといえる。

仙台地方裁判所による一審判決は、2011 年 3 月 11 日の現場教員の避難決断の遅れと避難先選択(裏山ではなく津波がきている堤防上の三角地帯をめざした)に絞り過失を認めた⁽³⁾。控訴審では、その過失がなぜ生じたのか、マニュアルの整備状況、研修内容、ハザードマップの活用法、読まれ方が具体的に問われていった。そこで問われた事前対策に関する事実こそ、大川小学校事故検証委員会が具体的な分析をせずに、監視カメラや簡易地震計の設置といった大川小学校事故検証報告書⁽⁸⁾にある——あたかも大川小の事故をだしに使ったような——24 の提言を示すばかりに留まり、検証せずにほとんど素通りしていた「取り残された」事実だったといえる⁽¹⁰⁾。

2012 年 11 月 25 日、遺族、文部科学省、石巻市、宮城県による 2 回目の「4 者円卓会議」

において、同会議を主導してきた文部科学省の前川喜平官房長・子ども支援対策室長から検証委員会事務局候補として紹介された首藤由紀（株）社会安全研究所所長は、「事実をふまえて、根本原因を解明する。…なぜを繰り返す」「原因究明が優先だが、結果として責任が明らかになるのを恐れてはいけない」など述べた。これら検証のための基本的な考え方は遺族を期待させた。しかし、とくに上記事前対策に関する事実、すなわち当日の過失の原因は具体的に検証されずに終わってしまっていた。裁判になって、一審で津波予見可能性に関する事実（2011年3月11日の過失の原因）が問われ、控訴審で上記事前対策に関する事実が問われ具体的に分析されたのは、裁判を通した検証の成果だといえよう。

検証委員会はずなぜ、根本原因とつながる事実を取り残し、「結果として責任が明らかになるのを恐れ」たとみえる報告をするに留まったのだろうか。これも、災害における「できなかった」残酷な事実として究明・伝承の対象ではないだろうか（免責や匿名性の問題よりも日本弁護士連合会の第三者委員会ガイドライン⁽¹¹⁾⁽¹²⁾が示すように組織トップの姿勢の問題が大きいと、筆者も考察を進めている⁽²⁾⁽¹³⁾）。

検証すべき仮説の提示

ところで、筆者の調査結果の説明に対し、大川小の検証は「むずかしい問題ですね」との感想を、大学の同僚や教育関係者らからなんども聞かされてきた。はたしてそうだろうか。なにがむずかしく感じさせるのだろうか。

避難が遅れたのは、現場で決断を任された教頭が判断に迷ったからであり、それが被災の最大の直接的な原因だ。管理職が判断に迷った学校は、筆者が調べただけでも何校もある。いずれも宮城県内の石巻市立雄勝^{おがつ}小学校、南三陸町立戸倉小学校、山元町立山下第二小学校である。管理職の迷いを学校内外の誰かが吹き飛ばし、津波が襲う前に難を逃れられたのだ。大川小でだけ、同僚の教員たちが当日の現場責任者であった教頭に（即断即決タイプではなく迷いがちな教員だという性格をおそらくわかっていただろうに）判断を預けたために、教頭は迷い続けてしまったということになる⁽¹⁴⁾。

津波浸水予測図

断層：宮城県沖（連動）
範囲：574163-2



縮尺：1/25,000

0 0.5 1
(Km)

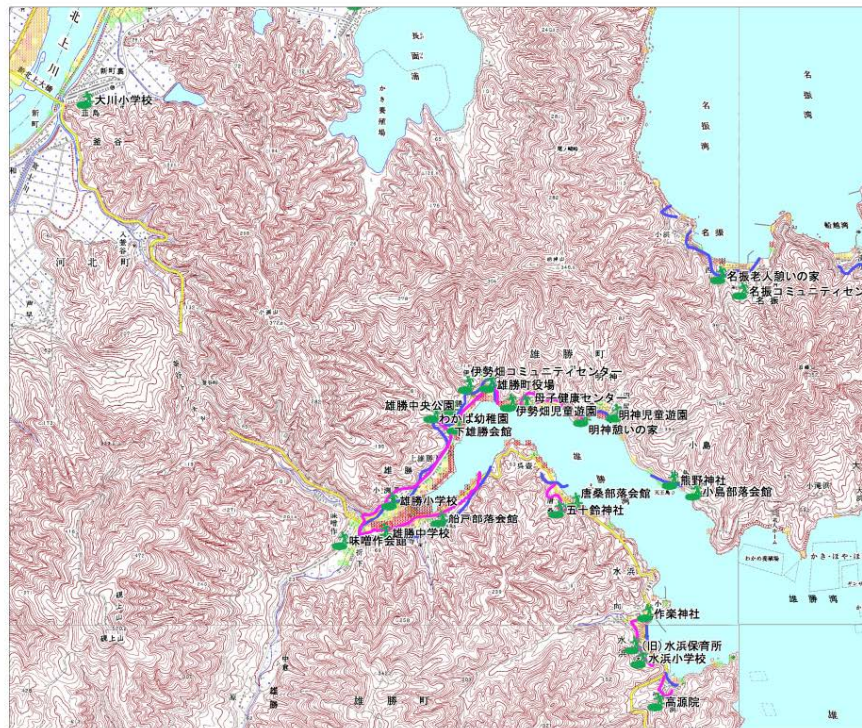
予想される浸水深
5 - 10 (m)
4 - 5
3 - 4
2 - 3
1 - 2
0 - 1

既往津波の浸水域
1933年昭和三陸津波
1960年チリ地震津波

避難所

避難所

製作：宮城県総務部危機対策課



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平15認復、第553号）

宮城県第三次地震被害想定調査報告(2004)拡大図のPDFを請求

図 2: 石巻市立雄勝小学校のある地域の津波ハザードマップ。津波避難所は浸水域の外に設置していた旨の記述が石巻市の地域防災計画にあるが、雄勝小は 1933 年昭和三陸地震津波、1960 年チリ地震津波のときの浸水範囲内にあり、この図では詳細がわからないが想定する宮城県沖地震連動型でもギリギリまで浸水域が迫っている。

後述するとおり、雄勝小も戸倉小も山下第二小も、ぎりぎりのところで助かったのだ。もしも、管理職の迷いを吹き飛ばす誰か、あるいは何かがなければ、大川小のように避難の遅れによって多数の犠牲が出ていた可能性がある。つまり、避難しようかしまいか大川小で教頭を迷わせ続けた要因を他校との比較を活用しながら検討していくことこそが、事故原因の検証のシンプルな道筋だと考えられる。

即断即決タイプではない、慎重に考えようとする管理職は大川小以外にもいるだろう。管理職が即断即決が苦手であったとしても、即断即決が求められる場合に同僚たちとそれを補える関係があれば、組織全体として判断の迷いは大きな問題とならないだろう。ところが、文部科学省の指導のもと 2009 年ごろから宮城県内でも学校運営におけるトップダウンが強化され、職員会議が校長の諮問機関化し、教員の意見を聞いてもいいが判断するのは管理職、管理職は教育委員会の指示を現場に伝達して実行させるという学校運営が広がっていった。

大川小ではそのようなトップダウン型の学校運営の弊害が最悪のかたちで作用したので

はないか。津波がくるかもしれないと教頭は危機感を抱き、地域住民に児童たちを山に連れていけるかどうか相談をしている⁽¹⁵⁾。危機感が高い地域住民ほど低地にある小学校からより安全な場所に避難のためにいち早く移動を始め、学校には様子見の住民が集まる。様子見の地域住民と教頭が相談、つまり、避難に迷った同士が相談した結果、避難の決断はされないで時間が経過していった。地学の知識が豊富な教務主任は、少なくとも二度、教頭に山への避難を提案している⁽⁸⁾。教頭の反応がないので校舎2階に避難場所を探しにいったと教務主任は証言しているが、この行動は校舎1階や校庭を浸水させる津波への危機感からだろう。

だが、教務主任が教頭や同僚たちを説得しようとしたようすはうかがえない。意見を述べたうえで、管理職の指示を待っていたのだとすれば、意見は聞くが決めるのは管理職だというルールにどおりに従っていたことになる。

雄勝小では、裏山への避難に迷った校長が児童を体育館に避難させようとして地域住民と言い争っているのをみて、地元に住むベテラン教員が「山だ」と声をあげ、児童や校長ら同僚、地域住民がその声に従い、1時間以上かけて裏山を登り、難を逃れている⁽¹⁶⁾。引っ張られて山に登った高齢の地域住民も助かったのだ。

トップダウンの学校運営によって管理職任せになると、一般教員は担任する学級運営など狭い範囲の役割をはたそうとするばかりになり、避難の遅れという学校運営の大まちがいであっても、自分の責任や役割の問題として積極的に考えなくなる。そうになると、迷いがちの教頭の悪い面が強く結果に影響してしまう。教員間での深い議論ができなくなると、たまたまた意見がその内容の確かさよりも声の大きさによって雰囲気を支配し、誤った帰結をもたらすのを避けがたくなる。これでは多角的な検討をしようとする意識があっても、確かな深まりをもたらさない。

大川小では6年担任が山は滑りやすいからと裏山避難に反対したというのだが、小学校の教員であれば、そこから一段二段、議論を深められてよい。例えば、重心が低く身軽な小学生ならば転んでも大けがはしません、大川小の裏山に体育や遠足、運動会に比べて大きな危険がないから山に登るのも選択肢ではないかと、小学校教員らしい経験にもとづくより深い教員間の議論できて、避難への意思決定につながられたはずだ。トップダウンの学校運営が、職員室文化を壊し、ひとりひとりの教員による組織運営への責任感を低下させてしまった悪影響がみてとれる。

戸倉小では、校舎2階まで浸水しないのであれば、時間をかけて裏山に避難するのではなくマニュアルを変更し校内に留まりたいと考えた校長と、マニュアルどおり裏山避難を主張した地元在住教員とのあいだでの意見対立が震災前からあった。そのため、どのよ

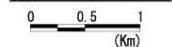
うなケースで裏山避難をするのか、状況に応じた検討がなされていたという⁽¹⁷⁾。戸倉小は津波避難所に指定されていたが、1960年のチリ地震、1933年の昭和三陸津波では浸水被害を受けている。内陸から赴任してきた管理職は、それでも迷うのだ。戸倉小には、戸倉保育所から小学校に避難してくる子どもたちを受け入れる役割もあった。しかし、戸倉保育所の保育者たちは、建物内は地震の揺れで危ないだろうと小学校への避難を諦め、裏山をめざし戸倉小学校の前を通過していった。地元在住の教員の震災前からの主張がなければ、校長は水没した校舎内に留まる選択をしていたかもしれない。

津波浸水予測図

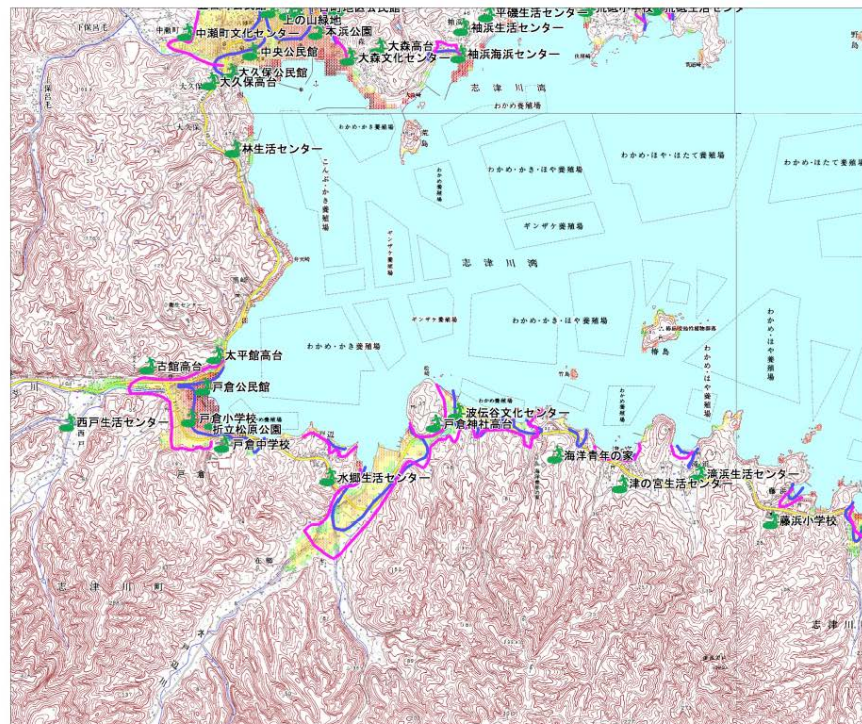
断層：宮城県沖（連動）
範囲：574173-4



縮尺：1/25,000



製作：宮城県総務部危機対策課



宮城県第三次地震被害想定調査報告(2004)拡大図のPDFを請求

図3:南三陸町立戸倉小学校のある地域の津波ハザードマップ。津波避難所に指定されていたが、1933年昭和三陸地震津波、1960年チリ地震津波、想定宮城県沖地震連動型の三者の浸水域にある。それでも内陸から赴任してきた校長は、道路横断や移動時間などを考慮し、近くの高台避難を改めて校舎内に留まる避難マニュアル書き換えを検討していた。

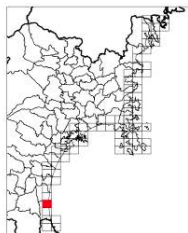
学校教員たちの多くは、多角的に検討する習性を身につけている。ある男性に避難を勧められ、低学年から優先し教員や保護者らのクルマ乗せて約3km先の高台の役場まで徒歩とクルマで児童を避難させる決断をして児童を守った山下第二小学校の校長も、こんな大げさな避難をして、もしも津波がこなかったらと津波に襲われる以外の心配し、逡巡したという⁽¹⁸⁾。

学校に残り、迎えに来た保護者に危険な学校から役場に児童を避難させたと伝える役を

任じた校長は、砂丘を越えて迫ってくる津波をみるや、校舎2階の図書室の本を引っ張りだして、本棚をボート代わりに漂流を覚悟し九死に一生を得た。校舎1階は水没。2階で校長は一夜を明かしたという。判断力、決断力のある管理職であっても、迷うものなのだ。現場には宮城県による津波浸水予測の情報は届いていなかった。もしも届いていれば、想定以上の激しい揺れを感じた段階で、避難に迷わなかったかもしれない。

津波浸水予測図

断層：昭和三陸
範囲：564077-3



縮尺：1/25,000

0 0.5 1
(Km)

予想される浸水深

5 - 10 (m)
4 - 5
3 - 4
2 - 3
1 - 2
0 - 1

既往津波の浸水域

1933年昭和三陸津波

(不明)

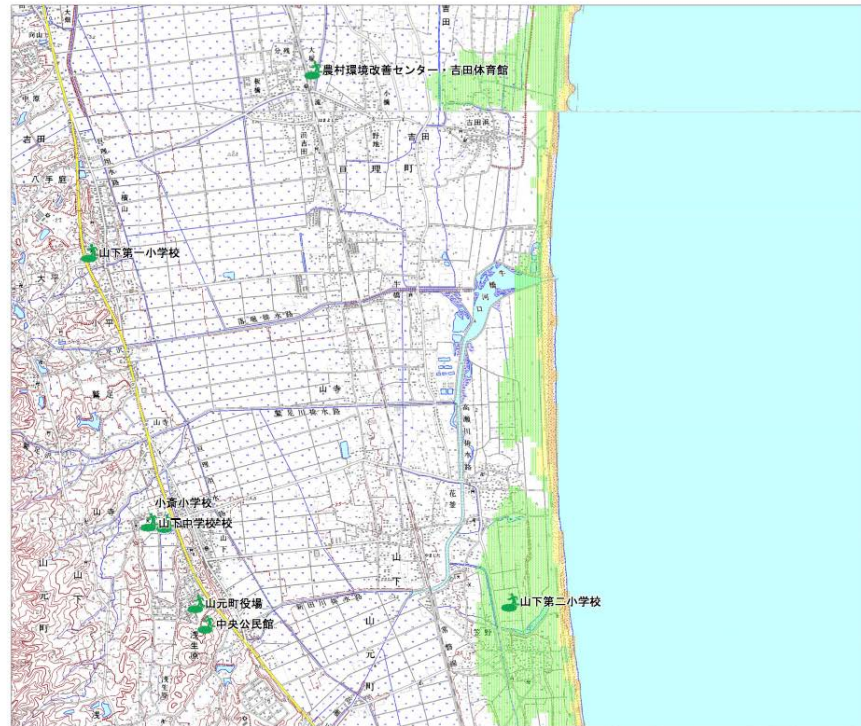
1960年千代地震津波

(なし)

避難所

避難所

製作：宮城県総務部危機対策課



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平18総復 第553号）

宮城県第三次地震被害想定調査報告(2004)拡大図のPDFを請求

図4: 山元町立山下第二小学校のある地域の津波ハザードマップ。想定宮城県沖地震連動型では浸水域の外であったが、昭和三陸タイプの想定地震では津波浸水域に位置し避難所指定がされていた。宮城県から情報公開請求窓口を通して入手できたこの想定は現場教員には伝わっていなかった（行政文書としては新たな開示手続きを経たものではない）。

津波はくるかもしれない、しかし避難して、もしも津波がこなかったらと、学校教員の多くは多角的にいろいろな可能性を考えるにちがいない。とはいえ、尋常ではない強い揺れが2分半以上も続いたため、尋常ではない津波がくるかもしれないという危機感を大川小教頭が抱いていたのもまちがいない。津波への危機感がなければ、地域住民に裏山への避難の相談をもちかけたりはしない。危機感を抱いていた教頭の判断を迷わせた大きな要因が大川小にあったのかもしれない。それは何であろうか。その謎を解明する情報が控訴審の証人尋問で得られたのだ。

大川地区の現場管理職の意識は

2017年10月12日口頭弁論では、いずれも震災発生当時の石巻市教育委員会学校教育課長、大川中学校教頭、11月14日の口頭弁論では、同じく当時の同教育委員会教育総務課長補佐、大川小学校校長が証人尋問に立ち、重要な証言をしていた。特筆すべき点をいくつかあげておきたい。

大川中教頭も大川小校長も、内陸部から大川地区に赴任してきたという共通点をもつ。大川中教頭は2010年4月の赴任直後、堤防をはさみ学校のすぐとなりを流れる北上川を眺め、川が氾濫した際には校舎3階へ避難、と地震・津波対応マニュアルを書き換えたと言明した。巨大な北上川の川面は、堤防の道路からみて校庭や住民の生活域と比べて高い。つまり、校区がいわゆるゼロメートル（0m）地帯にあると直観したということだ。



写真4:生活面よりも高い北上川の川面(2017年6月16日16時39分)。間垣地区付近から下流側を臨む。海とつながる川面の高さが生活面の高さを大きく上回るいわゆるゼロメートル地帯であるのが堤防の上から一目でわかる。内陸から赴任してきた教員らは、安全対策が必要ではないかと実感する。2011年3月11日に一体の地盤が沈下する前からも似た状況を教員たちはみていた。

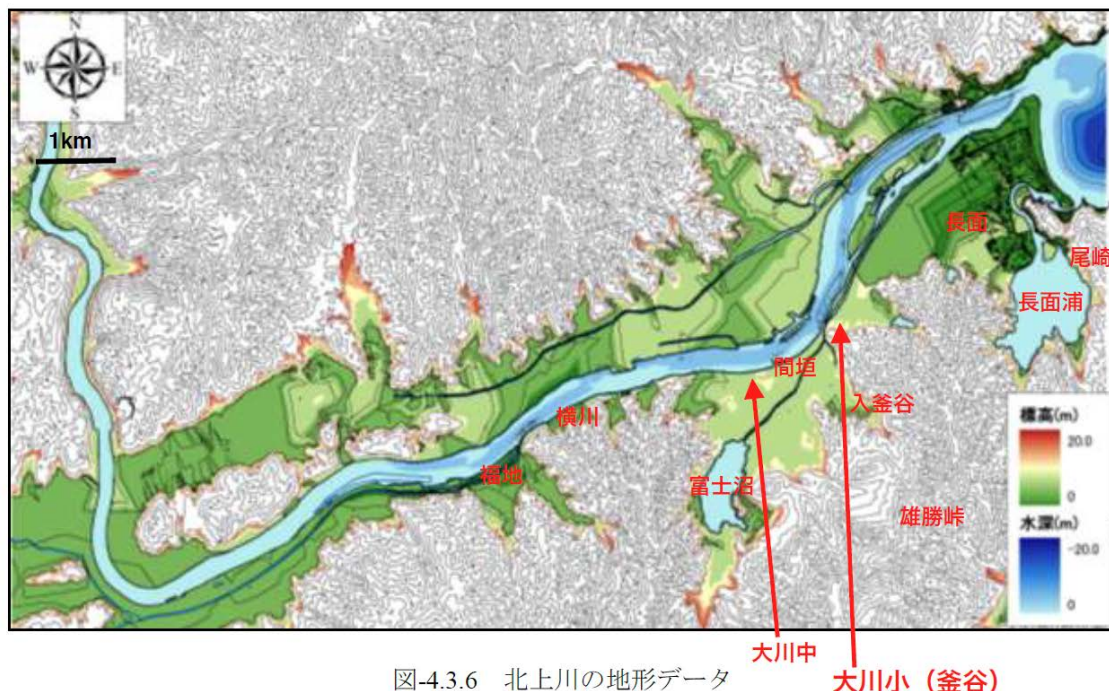
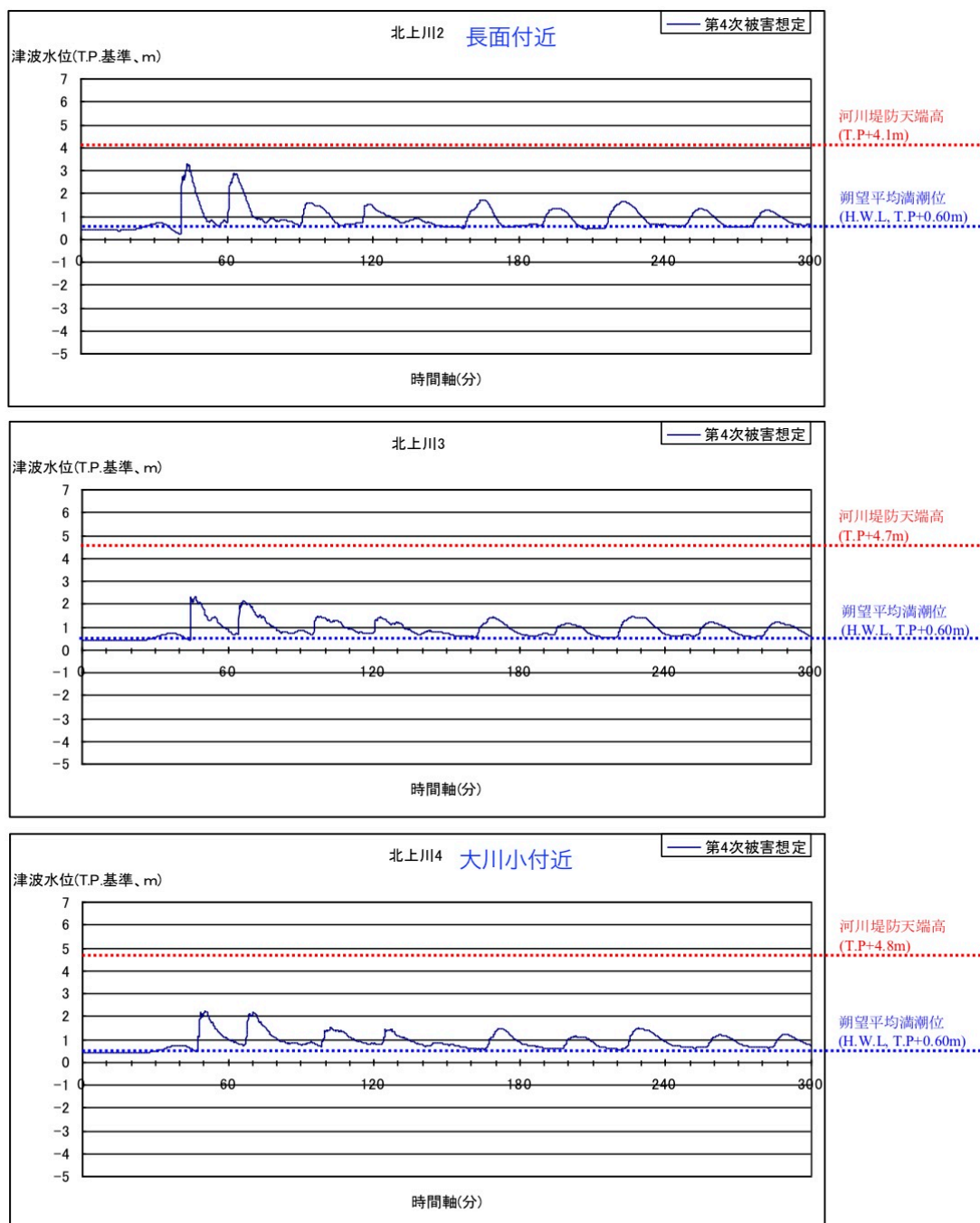


図-4.3.6 北上川の地形データ

宮城県第4次地震被害想定調査中間報告（津波）2011年2月1日公表に加筆

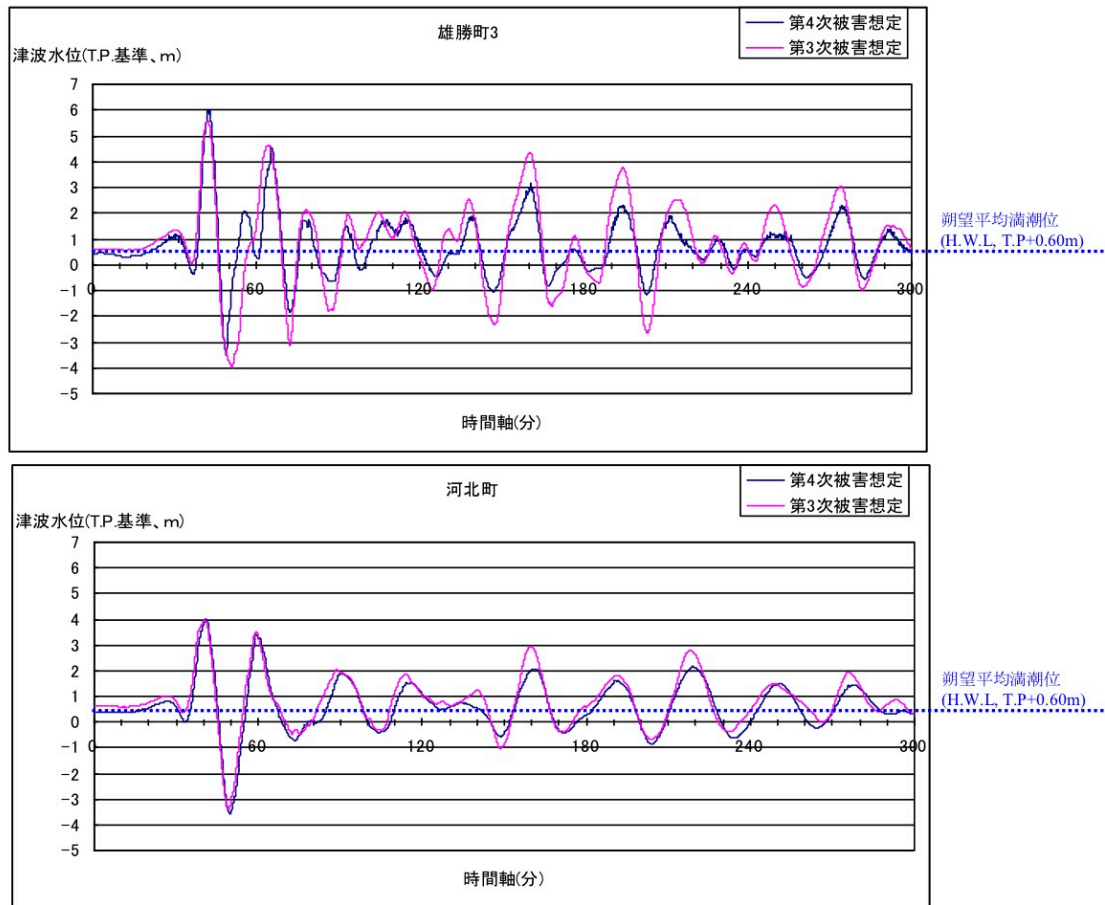
図 5: ゼロメートル地帯が広がる北上川下流部の大川小学校区。この地形データをもとに宮城県は河川津波の遡上を計算していた。

ゼロメートル地帯に立地している危機感は大川小校長も抱いていた。大川小校長は、2011年2月に、その6月に予定されていた総合防災訓練の打合せをした際、石巻市河北総合支所の担当職員にたいし、5mの堤防を「津波が漏れてというか、越してくるようなことはないんですか」と質問、担当職員からは「計算上、津波は越してこないことになっている」と回答を得たと証言した。この計算は、ちょうどその2月1日に宮城県が公表した「宮城県第4次地震被害想定調査中間報告（津波）」にあるものと一致している。このときの大川小学校での打合せには、通常どおり学校側から校長、教頭、教務主任らが参加していたと考えられる。翌月の3月11日に教頭は、「計算上、津波は越してこない」との宮城県の最新「公式見解」を思い出したにちがいないのだ。



宮城県第4次地震被害想定調査中間報告(津波)2011年2月1日公表

図 6: 北上川を遡上する津波高さの計算結果。2011 年 2 月に大川小で石巻市河北総合支所の防災担当者が校長らに説明したとおり、津波は「堤防を越えてこないことになっている」。



宮城県第4次地震被害想定調査中間報告（津波）2011年2月1日公表

第3次被害想定に比べてわずかではあるがより小さい津波を想定している

図 7: 2011 年 2 月の宮城県沖地震連動型の津波の想定。津波堆積物が内陸部で続々と発見されていた 869 年貞観三陸沖地震、1611 年慶長三陸沖地震という既往地震を無視しただけでなく、2004 年時点の想定に比べても規模が小さく想定されていた。そのため、図 6 の計算結果のとおり「津波は堤防を越してこない」となった。

津波ハザードマップでは、大川小はおよそ 3.5km もの宮城県内最大の津波遡上が示されたわずか 500m 上流側に位置する。大規模遡上の予測に対し、ゼロメートル地帯での水平距離 500m のちがいは誤差の範囲といってよいだろう。とはいえ、小学校がハザードマップでは浸水域の外にあるという情報を教員集団は得ていたのも事実だ。

3.5kmもの津波陸上遡上が予言 マグニチュード8以上では明確に危険

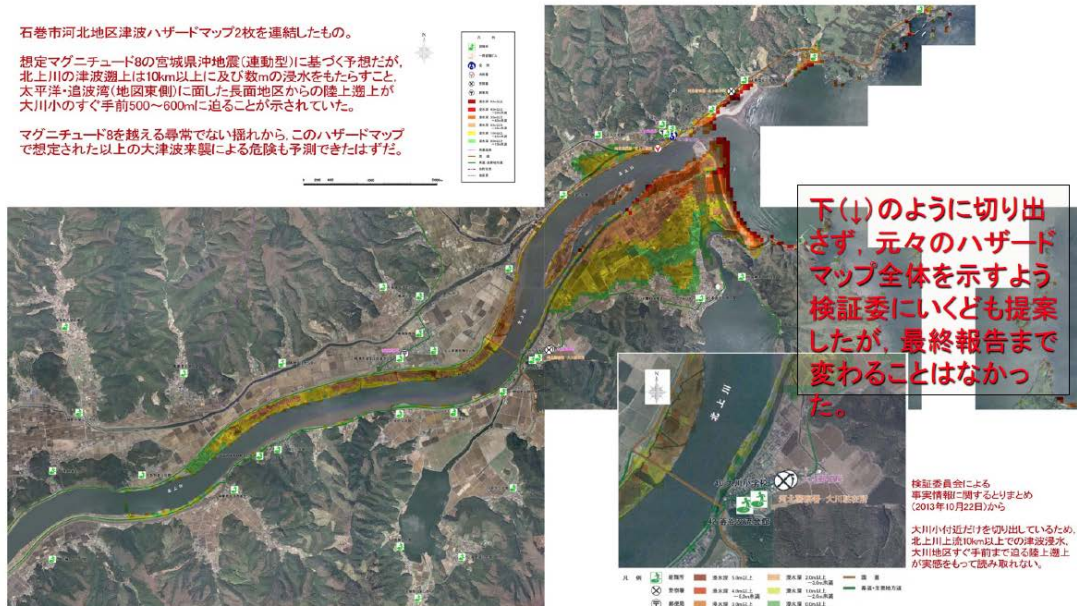


図 8:大川地区の津波ハザードマップ(震災前に石巻市が配付していたもの)。およそ 3.5km もの津波遡上は、想定宮城県沖地震における県内最大級のものであった。しかし、大川小学校事故検証委員会は、拡大図と称し一部を切り出した図を載せるだけであり、パブリックコメントでの批判を寄せ付けず、大規模な遡上が予想されていた事実を報告書に盛り込まず、具体的な検証からはずした。そのため控訴審の争点の一つとなった。

2011年3月11日の教頭は、尋常ではない揺れから予想される尋常ではない大津波を想像しただろう。しかし、自らの直観を信じようにも、「公式見解」では津波が学校の下流側を遡上してくるものの、5mの堤防は「越えないことになっている」と思い出し、もしも津波が来なかったらどうしようと他の学校の管理職と同様に逡巡しつつ、管理職として自分で決めるよう迫られていた。それ以外に洪水・土砂災害ハザードマップに示された裏山の崖崩れも頭をよぎったかもしれない(ただし、崖崩れの直下の校庭に留まっていたのとは矛盾する)。洪水・土砂災害ハザードマップには、洪水の際は、大川小から裏山、雄勝峠方面に逃げるよう矢印が示されている。管理職として危機管理マニュアルを作成するにあたり、ハザードマップに目を通すのは当然のことだ。

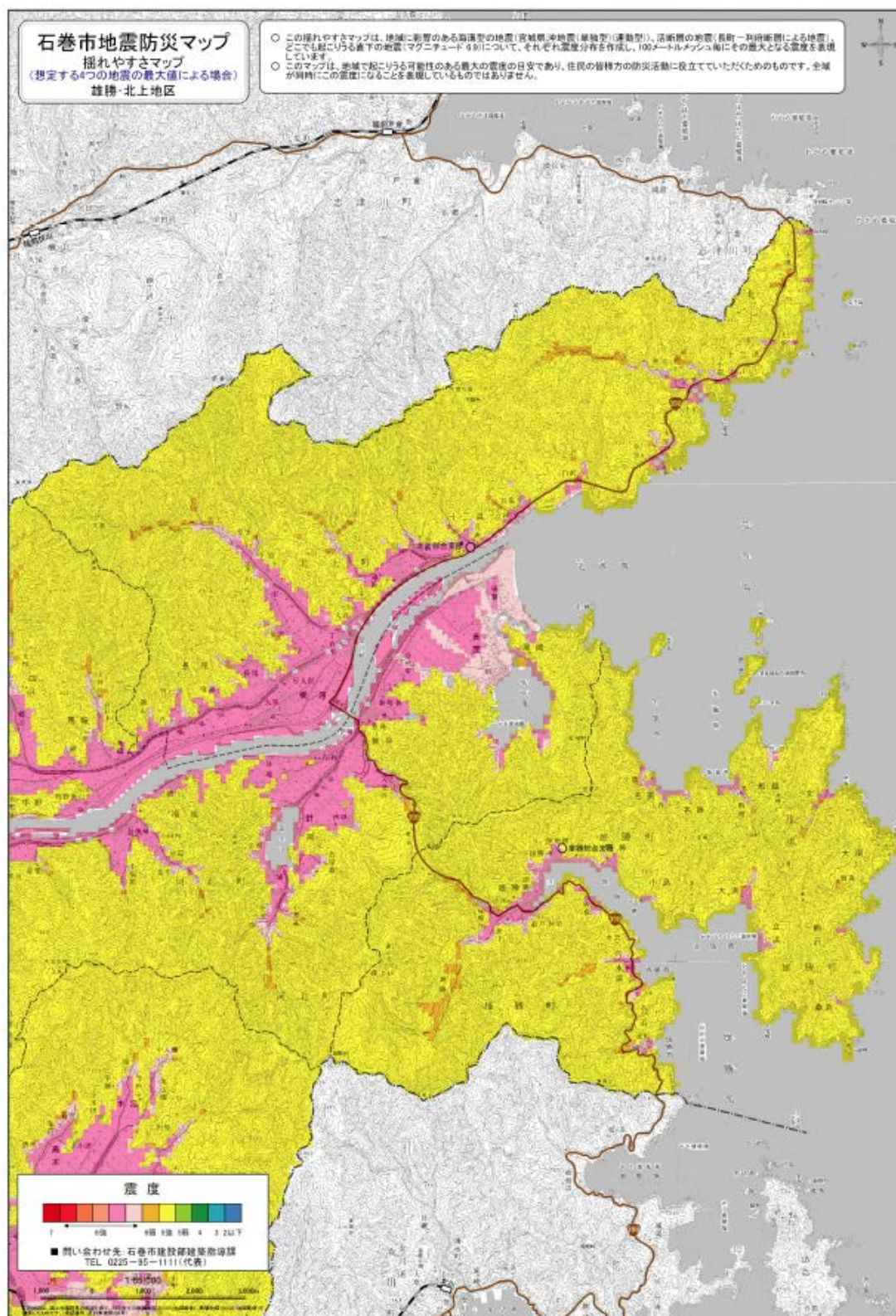


図9: 大川地区の地震の揺れハザードマップ(震災前に石巻市が配付していたもの)。震度6以上の揺れによって堤防が壊れ浸水が生じる可能性があるのに対策をしていなかった不作為を原告団は指摘した。大川小事故検証委員会は報告書に盛り込んでいない。

このような葛藤状態のなかで、教頭には避難の決断ができず、時間が経過していったと考えられる。津波はこなければこないほうがよいので、冷静に落ち着こうと努めようとするほど、いわゆる正常性バイアスのはたらきが強まるとも考えられる。ふだんから迷いがちな教頭の姿をみて、同僚教員たちは教頭は迷っているなど気づいたにちがいない。しかし、いつものとおり自分の受け持ちクラスの児童に目配りするなど狭い範囲の責任は引き受けようとして指示を待っていたのだろう。大川小は、単級（各学年1学級）であるため、同じ学年の教員同士やりとりもなかった。寒がっている児童たちのために、たき火の用意を始めた教員もいたという。

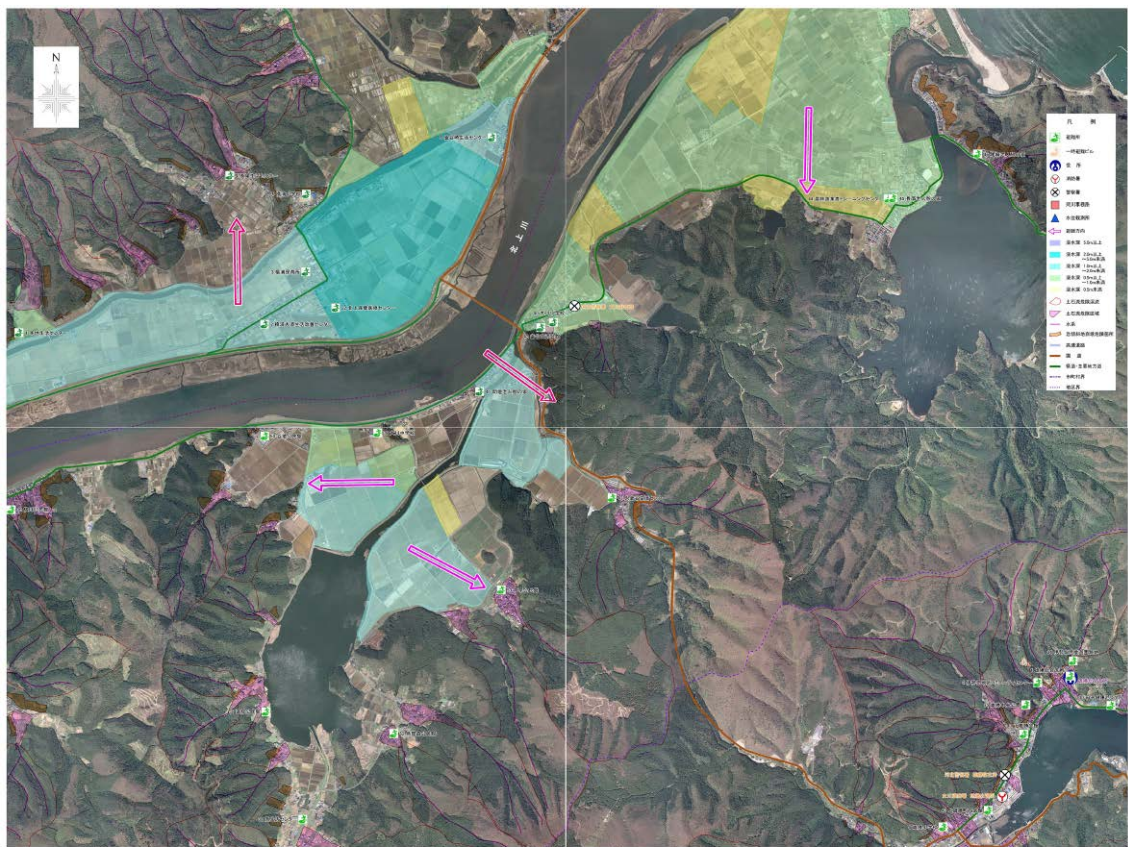


図10: 大川地区ほかの洪水・土砂災害ハザードマップ(震災前に石巻市が配付していたもの)。100年に1度の大雨を想定。大川小付近から裏山、雄勝峠方面への避難を指示する矢印が明示されている。大川小裏山の土砂災害の危険性は校庭直上部に限られている。大川小事故検証委員会は報告書に盛り込んでいない。

逃げなければならないと思いつつ、北上川を巨大津波が激しく遡上し始めるまで避難できずにいた大川小校庭で、教員たちの判断、決断を抑制した要因は何か。得られている証言を整理し、つきあわせ、上記仮説の検証を続けていく必要がある。

現場教員よりも危機感が薄かった石巻市教育委員会幹部

証人となった学校教育課長、教育総務課長補佐は両課に分かれ、石巻市教育委員会において、学校防災を担当していた。証人尋問では、原告代理人だけでなく、3 人の担当裁判官のうち傍聴側から正面向かって左側に座る潮見直之裁判官も鋭い質問を重ね、重要な証言を引き出していった。大川小の危機管理マニュアルでは、津波がきた場合の校庭からの避難場所を、近隣の公園・空き地としていた。それがどこなのか、具体的に決めないまま放置していた問題が、原告側最終準備書面でも詳細に論じられている。

いっぽう大川小学校事故検証委員会は、法律の専門家である弁護士が検証委員や調査委員として入っていたにもかかわらず、責任追及をすると検証ができなくなるなどとして、法的な議論を避けた。学校保健安全法にもとづき、どのような専門的知見にもとづいてどんな具体的な知見を共有すべきだったのか、この肝心な調査・考察が未検証課題として残されていたのだ。

大川小裁判で原告代理人、裁判官らによる厳しい問いかけによって浮かび上がってきたのは、石巻市教育委員会の学校防災を担当する幹部たちは、旧河北町のハザードマップをみていなかったという「残酷ともいえる事実」であった。大川小の校区は、北上川の上流側から、福地、間垣、^{かまや}釜谷（大川小が位置する）、^{ながつら}長面、^{おのさき}尾崎と大きく五つに分かれ、そのうちの長面と尾崎は海（追波湾・太平洋）に面している。津波ハザードマップでは、海に面した長面と尾崎が広域に浸水、釜谷の一部にまで津波が遡上するように描かれている。

大川小に浸水しなかったとしても、児童たちの住む校区の半分近くが浸水するのをふまえた対策の必要性を問われた石巻市教育委員会の二人の幹部は、対策を立てるところか、旧河北町まではハザードマップすらみていなかったと証言した。2005 年に河北町、^{もんのう}桃生町、河南町、北上町、雄勝町、牡鹿町と石巻市が合併し、新しい石巻市が誕生したが、周辺部の人口密度の低い旧河北町にまでは目が届いていなかったということだろう（二人ともが石巻市の各地区の津波ハザードマップをみていなかったとしたら問題はさらに深刻だ）。

いっぽう、大川小の当時の校長は、ハザードマップをみて長面や尾崎が浸水するのは知っていたが、いざというときに児童を浸水想定域の自宅に向けてスクールバスで帰すのかどうかなど、津波の危険性をふまえた検討はしていなかったと、証言台で落ち度を認めた。マニュアルに引き渡しカードがあったが市教委に年間計画として提出してただけで使っていなかった、やることにしているだけだったと述べ、課長補佐が、その実施内容を市教

委がノーチェックだったと認めるなど、無責任な事実の証言が続いた。

不備がどんどん明らかになっていくにつれ、傍聴席や原告席からすすり泣きが漏れ聞こえてきた。なぜ、悲しいのか。口頭弁論後の原告団記者会見で、こんな恐ろしい学校に通わせていた、こんな校長に大切な子どもを預けていた、子どもに申し訳ないなどと、ある父親は自らを責めた。そして、全国の保護者のみなさん、子どもたちの学校がほんとうに安全になっているかどうか、防災だけでなく、いじめや部活指導死など含めて、確認してくださいと訴えていた。市民、主権者として責任をはたそうという意思の表明だといえる。その主権者の意思表示に応える責任を行政が認めることで、市民社会の豊かな協力関係が再構築されていくと期待される。

冒頭で紹介した3.11メモリアルネットワーク第1回伝承シンポジウムでは、もう一人の同ネットワーク外部委員（あと二人が室崎益輝氏と佐藤翔輔氏）で中越地震の体験者の山口壽道公益財団法人山の暮らし再生機構理事長が、室崎元委員長とともに、行政が責められたと受けとめると復興や伝承がうまくいかなくなるなどと述べて、行政批判をしないようにと主張していた。被災自治体首長への聞き取りの経験から、事実が表に出ると震災関連死が続出しかねないとの見解を山口同機構理事長は述べている。国家賠償制度は、全体の奉仕者である公務員の過失を社会全体で（主権者が負担して）支え賠償しようという制度だ。この制度を活用すれば、事実の究明、共有が震災関連死に結びつかないようにできるはずではないか。

日本の第三者検証委員会では、しばしば法律の専門家が法的観点から検証をする。ところが、大川小事故検証委員会にも弁護士が加わっていたが法的観点からの検証がなされなかった。これは、「日本の検証システムの問題」（室崎元検証委員長）というよりも、大川小学校事故検証委員会にみられるような行政に従属した構造に原因があるのではないか。政府・行政のまちがいを正す主権者の役割があたり前のように発揮できる社会にならないと、トップダウンのまちがいに引きずられる構造から脱出できない。そのとき、防災研究者、法律家といった専門知識をもった人たちの立ち位置を問い直す必要があるのも重要らしい。大川小事故検証委員会が「できなかった」事実、伝承シンポジウムでの上記言動が、それを示している。

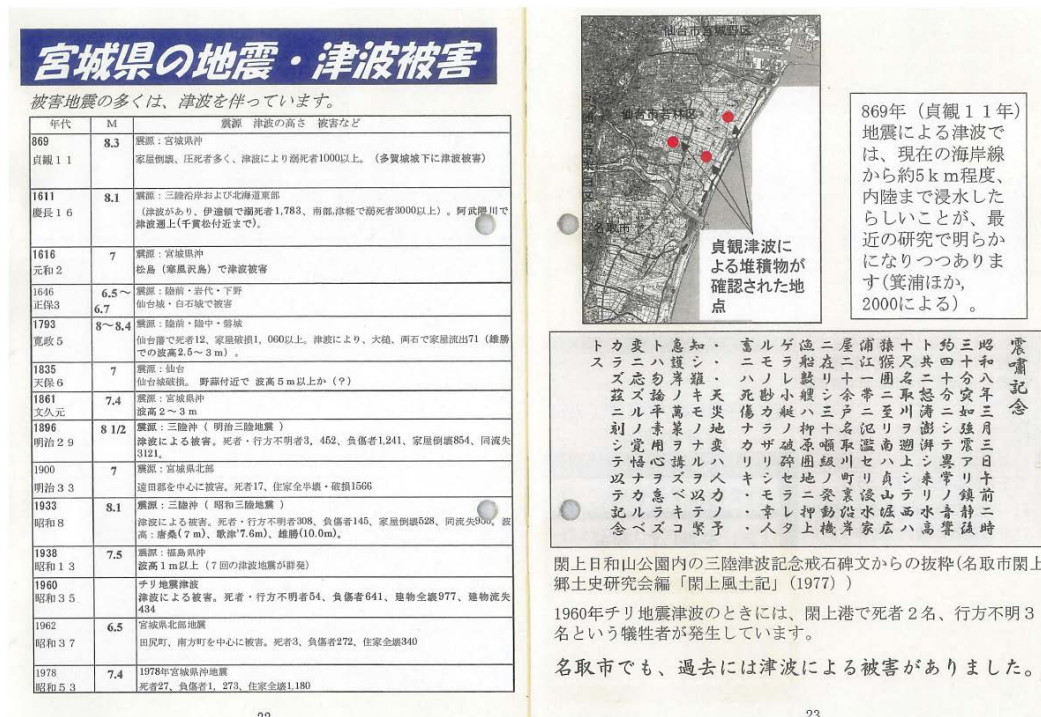
教師集団の背後に広がる被災原因

確かに大川小学校の学校運営、教員集団には問題があったといえるだろう。しかし、その背景により大きな被災原因が存在しているのもわかってきた。なかでも、2004年の第3

次宮城県地震被害想定調査の時期以降、仙台平野や石巻平野の奥深くで津波堆積物の続々と発見されているにもかかわらず、2011年2月の第4次宮城県地震被害想定調査（中間報告）では、それらが無視されている問題は大きい。869年貞観地震、1611年慶長地震のいわゆる既往地震すら対策からはずしてしまっているのだ。

津波被害を過小評価したまま、過小評価の津波を北上川をわざわざ遡上させる計算をしたのを受け、市の担当者は「計算上、津波は越してこないことになっている」と2011年2月に大川小で教員たちに説明したのだろう。「計算上…越してこないことになっている」との市の担当者としての表現の裏側に、計算どおりでは済まない可能性への意識があったのかもしれない。防災担当者として、貞観、慶長タイプの巨大地震による津波浸水について、どのように見聞していたのだろうか、

貞観、慶長タイプの平野奥への津波浸水を含む巨大地震を被害想定に取り入れた場合、昭和三陸大津波の翌1934年に完成した北上川付け替え工事後に土地利用、宅地開発が進んだ石巻市の沿岸部広域の防災体制は大幅な見直しを迫られていただろう。しかし、その知見が石巻市でも大川地区に限らず、住民（多くは開発後の新住民である）にほとんど届かないままであった。石巻市の浸水面積73km²は被災6県全体の浸水面積561km²の13%に相当するが、死者・行方不明者（震災関連死を除く）3601人は全体の約20%に達した（3.11メモリアルネットワークシンポジウム資料による）。



名取市津波防災マニュアル2001_A5冊子体

図 11: 貞観、慶長のような内陸奥深くに浸水をもたらす巨大津波を市民に伝えようとした希少な取り組み（名取市

の例)。

緑豊かな大川地区ではあったが、洪水の危険性だけでなく、震度6レベルの揺れで堤防が決壊する危険性、大津波に襲われる危険性があったのに、それを明瞭に知らされないまま児童も教員も命を落としたのだ。科学者や行政は、住民の知る権利に応えていたといえるのだろうか。



想定を問う—不作為の連鎖

不確かな巨大地震は想定には盛り込まない—
2004年2月中央防災会議専門調査会で事務局
(内閣府)が方向性を示す。

「正確な規模やメカニズムは分からないが、被害
が大きいのは事実」「方針は時事タイの防災施
策に反映され、予算にも影響がでる...折り合い
をつけないといけないと思った」(今村文彦)

「阪神・淡路大震災前、神戸市の防災計画策定
に関わった...室崎益輝...と重なる。想定震度で
主張が割れたとき、間の「5強」を提言して場を
収めた室崎は、今村の対応を「あの日の私と同
じ」と推し量る」

「島崎(邦彦)は、東京電力福島原発への配慮
があったと推測する」

神戸新聞2012年1月21日(上)・1月22日(下)付

図 12: 2000 年代に日本政府が貞観、慶長の既往地震対策を否定した事実を伝える神戸新聞連載記事から。

被告側である亀山紘石巻市長、村井嘉浩宮城県知事が一審判決後に示した控訴理由は、「現場の教員たちに全責任を負わせるわけにはいかない」というものだった。裏を返せば、現場教員以外の行政に責任はなく、裁判に負けた場合、大川小被災の責任はみな現場教員に負わせると述べているに等しい。貞観、慶長の既往地震対策を市政、県政に取り入れできなかった「残酷な事実」を全体の奉仕者として主権者とともに振り返ってほしい。

東日本大震災発生から1年目の2012年3月11日に宮城県村井嘉浩知事が大川小を訪問、遺族らを前にメディアの取材を受けた際の発言がYouTubeに残されている⁽¹⁹⁾。

村井知事は、大川小裏山を右手で指し示しながら語る。

「あそこだったら、十分ね、逃げられたですよ。悔しいですよ。子どもさん方が、そこで椎茸栽培をしていた場所ですんで、ちょっと機転を利かせばですね、救えたらうな、そう思います。本当に救えた命だなど。そう思いますね。残念です。ほんとに残念です。」その通りである。村井知事には、本当に救えた命だったのである。

原告の主張・立証は、教育行政や地方自治のあり方を根本的に問い直し、被災原因を深く掘り下げる意義をもっている。判決後にも改めて論じたい（続く）。

文献と注

- (1) 林 衛 (2014): 大川小事故検証委員会なぜ混迷を続けるのか, 市民研通信, 第 22 号, pp.1-19 (電子版)
http://archives.shiminkagaku.org/archives/csinewsletter_022_hayashi_20140115.pdf
- (2) 林 衛 (2014): 大川小事故検証委員会なぜ混迷を続けるのか (その 2), 市民研通信, 第 23 号, pp.1-14 (電子版)
<http://archives.shiminkagaku.org/archives/2014/02/2-11.html>
- (3) 林 衛 (2016): 大川小裁判の判決をどう読むか (その 1), 市民研通信, 第 38 号 pp.1-15 (電子版)
<http://www.shiminkagaku.org/30202020161221-2/>
- (4) 林 衛 (2015): 中学校「理科」で震源モデルを学びたい—大川小児童の思いを語り継ぐためにも, 地震学会モノグラフ, 第 4 巻, pp.122-130
<http://www.zisin.jp/publications/monograph.html>
から収録巻がダウンロード可
- (5) 林 衛: 大川小学校事故検証に残された課題—事実に向き合い・語り継ぐ重要性, 2014 年 10 月日本災害復興学会・日本災害情報学会合同大会 (長岡)
<http://hdl.handle.net/10110/13070>
- (6) 林 衛・池上正樹・加藤順子: 語られないものは残らない—大川小事故検証委失敗原因の比較再検討, 2015 年 9 月日本災害復興学会 (専修大学神田キャンパス)
<http://hdl.handle.net/10110/14571>
- (7) 林 衛: 東日本大震災大川小被災を準備した歴史的過程—軽視された宮城県第 3 次被害想定 (2004), 2017 年 10 月, 日本災害復興学会 (兵庫県立大学商科キャンパス), 富山大学学術情報リポジトリ (<https://toyama.repo.nii.ac.jp>) で予稿・スライド公開予定
- (8) 大川小学校事故検証委員会: 大川小学校事故検証委員会報告書 (2014)

事務局となった株式会社社会安全研究所サイトなどからダウンロード可

<http://www.e-riss.co.jp/oic/pg85.html>

- (9) 大川小学校事故検証委員会は、検証目的に限定して多数の資料を集め、聞き取りを実施したが、目的が限定されていたために、現在、それら情報を再検討できない状況が続いている。中途半端に終わってしまった、検証の再出発に向けて、原因究明と再発防止という本来の目的のために、可能なものから再検討できるようにする条件整備への期待もある。行政文書や刊行資料の利用には一般的なルールを適用し、本来の目的に応じた聞き取り対象者へは改めて確認をするなどすれば、道は開けるはずだ。そこでも、元委員長の見識が生かせるはずだ。
- (10) 検証報告書を石巻市に提出した 4 か月後に室崎元委員長は文部科学省の審議会で「事実を 100%確認できないと提言は無意味だということではなく、100%確認できなくても、おおよそそこから出てくる様々な問題を正しく捉えておれば正しい提言ができるんだ」という検証方針であったと説明をしている。事実の解明よりも、防災教育やインフラ整備などの防災施策を進めるための予算確保をめざしている文科省のための提言が目的だったのだ。そこに、検証委員長をして検証を進められない「日本の検証システムの問題」があるといいたいのだろうか。中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学学校安全部会での室崎益輝氏発言、文部科学省学校安全部会（平成 26 年度）（第 2 回）議事録、委員からのヒアリング（大川小事故検証報告について、防災教育を含む安全教育の指導時間確保の実態について）2014 年 6 月 30 日
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo5/012/gijiroku/1350704.htm
- (11) 第 17 回弁護士業務改革シンポジウム(2011 年 11 月 11 日)
<http://www.nichibenren.or.jp/event/year/2011/111111.html>
<第 4 分科会>企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインの今後の課題~ガイドラインの意義と普及のために~資料
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/organization/data/17th_keynote_report_4.pdf
- (12) 日本弁護士連合会：企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（2010）
http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2010/100715_2.html
- (13) 林 衛：大川小事故検証委員会はどこで道をまちがえたのか、2014 年 11 月、科学技術社会論学会（大阪大学）
<http://hdl.handle.net/10110/13165>
- (14) 大川小児童遺族の聞き取りから得られる「即断即決タイプではない」という亡くなっ

た教頭の印象については、さらなる検討が必要だ。まちがえてもわかるまで待ってくれる児童から信頼されるタイプの教師だったのだろう。この1月に日本語版が刊行されたばかりのリチャード・ロイド・パリー：津波の霊たち—3・11 死と生の物語、濱野大道訳、早川書房（2018）には、教頭がクラス担任をしていたころの教え子によるすばらしい思い出など、教頭の人物像に迫る記述がみられる。ひとりひとりの個性や得意をもった教員の集団が支え合い、力を発揮できるようにするために教育行政をどう改善すればよいのだろうか。

- (15) 教頭と地域住民との校庭でのやりとりは、上記、リチャード・ロイド・パリー：津波の霊たち、早川書房（2018）でも整理されている。

- (16) 雄勝小学校元教員からの筆者に聞き取りにもとづく。また、以下の二つの証言にも、教員集団の迷いが語られている。

命運を分けた母の声（佐藤麻紀さん）、NHK 東日本大震災アーカイブス（取材時期：2015年4月16日）

https://www9.nhk.or.jp/archives/311shogen/detail/#dasID=D0007010618_00000

15歳の語り部証言（藤本 和さん）、NHK 東日本大震災アーカイブス（取材時期：2015年3月8日）

https://www9.nhk.or.jp/archives/311shogen/detail/#dasID=D0007010651_00000

- (17) 東日本大震災における戸倉小学校の避難について、南三陸町立戸倉小学校 校長麻生川 敦

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/12404.pdf>

- (18) 筆者による山下第二小教員、関係者からの聞き取りと下記校長手記にもとづく。ただし「もしも津波がこなかったら」という逡巡は手記にはでてこない。なお、大川小学校事故検証委員会報告書⁽⁸⁾ほか一部文献にある役場職員が避難を呼びかけたという記述は、筆者聞き取りによれば確かめられておらず、まちがいだという。

3.11の教訓、山下第二小学校 校長 渡辺 孝男

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/12384.pdf>

- (19) 2012年3月11日に村井知事インタビュー

<https://www.youtube.com/watch?v=2AXhvPQ-qSE&feature=youtu.be>

本稿は科学研究費助成事業課題番号 24501245、16H03092 の支援を受けた成果である。